

第一、現在支給レバ、アル本給ニ米價補助金及臨時

手当を割テ本給トシ支給スルコト

回答、現在職工等ニ給與レバ、アル割五分ノ後

研手当スラ本給ニ直スハ大ニ考慮ヲ要ス

第二前項要求ノ本給ニ高ハ三割ヲ加算シ是レヲ支給

スルコト

回答、承認シ能ハズ

第三現在ノ出勤費共支給方法ヲ改メ毎期給料支払日

ニ改正日給ノ一日分ヲ支給スルコト

回答、社側ニ於テ又既ニ改正スルノ必要ヲ認め

考案中ナレハ時期ヲ見テ改正スベシ

第四定務外執務ニ對スル支給方法ハ別ニ項ニ依ル本

給額ニ準據シ現在ノ率ニテ支給スルコト

回答、予ニ項承認シ能ハズ、予ヲ以テ隨ツテ之レヲ

承認シ能ハズ

第五日曜日は公休日前日ノ半給ニ對シテハ其日曜

日は公休日ノ給料ヲ支給スルコト

回答、考慮中

三、役員會ノ意向

役員會代表交渉委員等ハ右回答ヲ齎シニ十八日午後

五時ヨリ旧本工場内ニ於テ一般會員ニ報告スルコト

集會ノ壇上ニ赴ツテ之レヲ報告スルト同時ニ會社ノ

不滿意ヲ論難シニ十九日更に要求書提出スルコト申合

又約四十分ニシテ散會ナリ然レテ本朝米交渉委員等

ハ聯立側ト共ニ要求書作成ニ付協談中ナリガ可ク會